琴華玉葉会

伊
2785

髻華玉葛

各集

葛根

伊5
2785

早春川

春さめふるとうめぶいつみ川うぐひの淀のおもてとぞ

春遍到

あらくさのはるさきそめにおもひ寄ぬ色あり

心家学

学のひとすゑ家をみがくはるやまと

福寿学とは

あらむの本のけぶりよさくらの花

碧梧桐

碧芙蓉

門 リ伊 5
雜 2785
巻

もかしあら学のあるを所宝の為とし
のふりけるいふ書をこの日本書紀をもちへ
きさ屋をたゝへさらにかきかえさらにたゝふみ
よびへきはかりをかむうへ出ておもくしるし
ひとゝ

八木美穂

日本書紀と舎人親王等勅をうけて脩撰を養老四年より
始りといふ世の人は普く知る所なれども帝皇の日
継先代の旧辞を記せる御書の最初一と所なれは古事記と
そその次なれは日本紀し然るゆゑは古へ此書等を記給へ

至る時代なれば家々所々にて上古の事跡を語継ぎ誦習へて
書きもかきもすれども多くは四辞もなりて其中には自
然と正実多きもの虚偽をそへ加へるものなりしに依て
天武天皇の御しめし古傳の亡失せむことを憂ひ給ひて天地
此始めより小治田の朝廷に至るまでを一編の文章を為
ひて稗田阿礼に教へ誦習ひ給へるを名付て記紀即
今の古事記とさへ志す一編と綴ぢ合せたるも開
闢の初めより久遠の宜めるを数幾の四辞の中より撰出ぬ
る所なれども必誦習ひ給へきことの自然と漏たるもみな多く有
し事の二流三流なりかるを一つは古事記
とかなりて其ことなるを一つは古事記
さまざまのあるを更に元正天皇に仕へ奉る
古事記をば其ことなるを異なる事のすぢをひかるを集め
て日本書紀をはじめとして多くの物語を作りさて
古事記をば誦習へる多くの辞の文字をくはへ當れる
ものなりて讀むに優なく解しがたき所多くあり
はるかに日本紀を漢土の史といふ姿の體に倣ひて作
れるなれば人々讀かねて世に行はれがたきを歎へ
ものなれば撰者の深き心ばへを知らずして今
の学者メラれ其思頼をかしふ為ものをかしふ古乃

頃の学者も日本書紀のかの所ふを所為をきらひて古事記
のみを尊ぶ所為をなすがごとく〳〵世の人なれしも後の代の人
はしかくまでかの所ふをまなびて彼のすぐれる所為
記ばかりをもとめらるを孔を何のゆゑとかあるみ所為へ
きをなれ〳〵も日本書紀のかの所ふを尊ぶ者てをれ
くら侍ばかりたをりをもて古事記のすぐれる所為をはの
ふをはさをもらる所為ばかりをもて日本紀なるを所為をは
古事記ばかりはまをりをもて尊ばるるやう
日本書紀とは題號四字をは長きゆゑやむをえ
ずの口語をは示むとなと唱へ所為へて志らを近き
ものの本学者も書紀とは弁以後て古をも日本と名づけ
給へる所為をもへ所為へる所為名〳〵てなるをもあり
へる所為からはなをもをもて志らをもをもて世をなるを文字
示書をもて侍ふをは漢土の俗をもて和々朝廷のふをき
和をもをもてなを称を書をもてふをもをもて彼をの所為をを志
きはをいを和ゆの日のをもの大和の書紀なるをもかきて
給へる所為をなるをなるをもあるをもあるを侍をを志
をもをも此書紀をもをみ以ふ名をは今は世をもひろくなるを
をさいはをも雖所をを侍をもをかをもをを以ふをを侍

ゆゑに不むきなる所多くして少侍さし
日本紀の今の印本なとは始あり終てまて字音を交へたる
こと少まて言葉みな字音なる物まて世に多なりしき古言も
それ中に伝りていとゝ字音なるものなりしかとも
なをなをを撰録の時なしの訓をもはらを後の人の補へも
しかへもしたるなるこの由なるに言語の終まて伝る古代
のみなるにはらをかへてに古言を傷ふへきなるもはら
今なれをはらなるをもて字音なる物はまた上古の文辞のさ
刊まむなるも元夫の企てし及ふへきにはらを又撰者
のかはらさるまゝにつゝて書なるに所へ当なる本意を

ゆゑにみなつまゝ和さしなるしなるらは史記漢書なるの加
ふみを傍むをめゝ字のまゝにゝなみて事の意を解るへき
ものゝなるかなるふみをみるのゝ傍には古意皆
廢れて漢さなるる形なるにはなるを伝うを是に
なるを八一のなみを加へさなるを上古なる加
なる殘きいなるなるまゝの旧辞なる伝を限りなる古意を
なへなみを撰者の新なるつゝて書をつ加へなるなる
なるは字音なるを交へを漢文つきなるはんなる
かゝれは神代の紀の中の詞をなるこゝ抜き出なるの
なるへきなるを所へなるはけつらけなるに

行一 古天地未剖陰陽不分渾沌如鷄子溟涬而含牙及其清陽者
薄靡而為天重濁者淹滯而為地精妙之合搏易重濁之凝場
難故天先成而地後定然後神聖生其中焉。故曰。

上の件は先代の旧辞なりと撰者の按へ給へる漢文なり最初の書出なれば此
の文を以て記し給へる旧辞の簡なるは後の世の人の心を
見て後の世の人の心を諭し給へる
[illegible]

行六 開闢之初洲壤浮漂譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中。生
一物狀如葦牙。便化為神。號国常立尊。次国狭槌尊。次豊斟渟
尊。凡三神矣。

上の件は先代の旧辞なりと古事記に誦し給へ
る所に異なる所多くの一なりなれ
ども古記なれば
[illegible]
者の文なればなり天地の定まる時
の事なるなり天御中主神なりつまり五柱の別
天神の事は古事記に載れ給へるを除て外は

[illegible]

竹

乾道獨化所以成此純男

此十字まゝ下ハ乾坤之道ゝ成此男女と有事ハ
ゝゝ後まゝ撰者の付ゝ天先成ゝ
地後ゝ成ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

竹

一書曰。天地初判。一物在於虛中狀貌難言。其中自有化生之
神。號国常立尊。次国狹槌尊。次豐国主尊。

一書ハ先代の旧辞ゝの中の一の書紀ゝ但此一書ゝ
ゝいへゝ中ゝゝ書記ゝ名ゝ曰ゝ有ゝ伝ゝ

上件の冒ゝ亦曰ゝ五段ゝ一の異説ゝ名ゝ[illegible]ゝ御
曰ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ次ゝ亦
ゝ一書の類ゝ殊ゝ[illegible]ゝ唯一書
ゝの中ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ其段の冒ゝ[illegible]

竹

磐

猶海上浮雲無所根係

上の六字古語ゝ下の四字ゝ撰者の釈ゝ伝ゝ

竹

次有神土煮尊。泥土此云瑳摩尼 沙土煮尊。沙土此云須摩尼 亦曰 泥土根尊。沙土根尊。

次有神大戸之道尊。大苫邊 一云大戸之道尊。亦曰大戸辨彦尊。大戸辨姫尊。亦曰大宮道尊。

面足尊

青人草はうえなり

生天萬尊

大冨遍尊次有神而足尊。惶根尊亦曰。吾屋惶根尊。亦曰。吾屋檳城尊。亦曰。吾檳城根尊。亦曰。吾屋檳城尊。次有神伊弉諾尊。伊弉冉尊一書曰。此二神者。檳城根尊之子也。一書曰。国常立尊。生天鏡尊。次鏡尊。生天萬尊。生天萬尊。生沫蕩尊。沫蕩尊生伊弉諾尊。泳蕩北云阿和那岐相参而化。所以成此男女。自国常立尊。迄伊弉諾尊伊弉冉尊。凡八神矣。乾坤之道是謂神世七代者矣

上の件のごとき乾坤之道ごとのはじめいまし大戸之道尊ごとハ本ごとく大戸之道尊一云大戸之遍大苫遍尊亦曰大摩彦尊ごとハ大戸摩姫尊ごとなり度會延佳神主の改名なり

ごとく依つさしと根ありて大戸之道と大苫遍ごとは言も字様も對ひごとく若くはたましけるごとく大戸之道尊大戸之遍尊一曰大苫道尊大苫遍尊亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊亦曰大冨道尊大冨遍尊ごとを漏し亂へごとなりしごとく

試ておもうらしおくれとこの神世七代の次オ古事記ト獨神二代ごとして雙ひごとく神五代あはせて七代

ごとく神三代ごとと雙ひ神四代あはせて七代ごとなりしと雖ども四辞の異なりて書紀の脩撰の依ておもうらしなり

撰伊弉諾尊伊弉冉尊。立於天浮橋之上。共計曰。底下豈無國歟。廼以天之瓊矛瓊此云努指下而探之是獲滄溟。云云

加々の件の件の件ごとく二神天神ごとの命を受給へ

[illegible]を略け[illegible]て別天神の御代續を略き[illegible]おく
[illegible]て底下豈無國歟[illegible]御言と真の神語[illegible]
[illegible]を[illegible]上代の言[illegible]
無[illegible]瓊[illegible]
[illegible]役神たちの形[illegible]
御心を[illegible]後世人[illegible]諭[illegible]撰者の作[illegible]
[illegible]撰也瓊玉也[illegible]後の人の註

櫛意哉遥可美少男焉

[illegible]は真の神の御言ふ文を施て意を知らを[illegible]
しさて意哉ハ記[illegible]依て阿那尓夜志と訓むへく又下[illegible]

何の妍哉の訓註[illegible]つきて阿那而恵夜[illegible]訓むへし
[illegible]阿那尓夜志と訓むへく阿那尓夜志を假字尓
[illegible]訓註[illegible]郵[illegible]阿那尓夜志を假字尓
[illegible]
[illegible]彼の二つのうちを必ず礼さる法さ
かてかなハ形[illegible]阿那尓恵夜[illegible]を喜哉
[illegible]妍哉[illegible]美哉[illegible]
[illegible]と宮ハ神の御言を悦好[illegible]
喜宮をかきハ[illegible]の悦好[illegible]御心を御客號の

美好けく坐しまを見治すと起ち居たる時に
美哉と書役是を合はせて其の意をさとり伝きし
べく文字を加へて書しなして通字なる
當る言歟〳〵多く眼よりて伝へさとり伝きし凡て
古語を刊むをいふなるべし
陽神不悅曰吾是男子理當先唱。如何婦人反先言乎。事既不
祥宜改旋。
上の件の例の撰者作り法なるべし曰辞を作り
なる古事記を告其妹曰女人先言不良と作るを
進へ者なるべし
しかるに由歟〳〵隨〳〵きを見ひて漢ふみとなる
す法きこ
先以淡路洲爲胞。廻生大日本豐秋津洲。
上件なる胞字の意所不快故名之曰淡路洲と
こと作るを旁註のまを入れたるし或本なる細注
なるをまを私記の文歟なるべし淡路
の名義は引き作りなるべし
皆是潮沫凝成有矣。亦曰。水沫凝而成也。
亦曰なるかく細書なる本なるべし
一書曰天神謂作伊弉諾尊伊弉冉尊曰有豐葦原千五百秋

瑞穂之地宜治往脩之廻賜天穭文

上件天神の御寄さ[illegible]の度ゝ書畧略きたるゆゑ[illegible]

[illegible]天神の御言を作て生て神慮を諭し

[illegible]を書ゝはじめて礼[illegible]

[illegible]を拾遺[illegible]

次生蛭兒年兒年滿三歲脚尚不立初伊弉諾伊弉冉尊巡柱之時陰神先發喜言既違陰陽之理所以今生蛭兒

此初伊弉諾ゝ[illegible]後の人の私記をまゝ[illegible]

[illegible]かの乾道獨化ゝ[illegible]

次煩速日

號曰級長戸邊命。亦曰。級長津彦命。是風神也。

號曰甕速日神。次煩速日神。其甕速日神。是武甕槌神之祖也。

亦曰。甕速日命。煩速日命。次武甕槌神。

次磐筒男神。一曰。磐筒男命。及磐筒女命。

是時。伊弉諾尊。已到泉津平坂。一云。伊弉諾尊乃向大樹放屎。此即化成巨川。泉津日狭女將渡其水之間伊弉諾尊已至泉津平坂。

上の件この亦曰ゝ[illegible]一書の[illegible]異[illegible]

[illegible]一書[illegible]筆[illegible]

坂の字の下に或所謂泉津平坂者不復別有處所但臨

其

死氣絶之際是之謂歟。廿五字ハ後の世の古傳を
信せさる人ハ所為なりけやくけつりさるへしけ注
類聚国史ニ云ふ亦名道返大神矣の矣字の下ニ有る

須也

廿四 不須也 廿五 ○此七字の訓を不須也のニ字伊儺ハ二言ニ為て凶目
の二字を居梅枳の四言ニ所ニて醜き如
汚穢を枳多儺枳ニ所ニ為ニ為ニ為ニ為ニ訓註の
枳ニ一行文ニ云ふ説を所ニ為

廿三 又潛濯於潮中因以生神號曰。祓中津少童命。次中筒男神。
祓字を衍文なり

廿四 一書曰伊弉諾尊拔劒斬軻遇突智爲三段云々

廿五 一書曰伊弉諾尊斬軻遇突智爲五段云々
上件の一書ハ今本ハ七本ハ八本ハ第七一書訓の逆拔
取帶十束劒云闇岡象ニ行ふ為ニ細書ニ為
を後ニ別件の一書ニ為ニ為ニ為ニ為

いれを上の一書に故便以千人所引磐石塞其坂
路与伊弉冉尊相向立而遂建絶妻之誓時之所
免之所以也

愛也吾夫君。言如此者。吾當縊殺汝所治國民日拷千頭。
上の件を古言のみにまかせて撰者の
神へ多分言略きこと然るあるの人此神語の意を
を思い誤れる説のみあしるべく上京くを書の陽神
不悅曰吾是男子なるを迎き世の古言者等
只てこの書き漢文なりしなるをみるも其漢文
の思頼あを神の事なるもあるべく信ずるも

之を古文を多く留るを清くあるべ
ちりを多くを人々を多くまやれを上ふるう
しををしし故かをををりてを

品一書曰伊弉諾尊勅任三子曰。云々既而天照大神在於天上
曰。云々

此一書を上に多く文をたまふを考へ
さ留を記省る処は余の一書を重なる
所留をしし若くを虚偽のくはをしを刊を給へる
をあてしし加留古くを引くを多くあてし
稚矣。鄙矣。寧可以口口之物敢養我乎。

列の漢文字多くして聞きあらはしがたし

是後。伊弉諾尊神功既畢靈運當遷。是以構幽宮於淡路洲。寂然長隱者矣。亦曰。伊弉諾尊既至矣。德亦大矣。於是登天報命。仍留宅日之少宮矣

少宮此云倭柯美野

上件の文の中より神功既畢靈運當遷是以寂然亦曰の方より功既至矣德亦大矣とふを撰者のいと素戔嗚尊始素戔嗚尊昇天之時。溟渤以之鼓盪。山岳爲之鳴响。此則神性雄健使之然也。

吾弟之未豈以善意乎謂當有奪国之志歟。夫父母既任諸子各有其境。如何棄置當就之国而敢窺窬此處乎

上のくだりは此則云々夫父母云々此下略

元無黒心云々神語も例乃神々遣はせる詞

次天穂日命。是出雲臣。土師連等祖也。

古事記より出雲国造の祖といふ出雲国より国造を差しつかはしたりし出雲臣といふも在京の族なりしていへる旨詞より依て此所に引れめ氏々なるべしと云々

一書曰。日神本知素戔嗚尊有武健陵物之意。及其上至。便謂弟所以来者。非是善意云々

此筑紫木治君等祭神是也

役三柱の女神を胸形氏のつき祭る神

なれども又この水治氏も拜き奉る故なるべし

佐氏云

一つの四辭

則思以端出之縄 亦曰左縄端出之縄 北云新梨倶梅雞波

上代の人元を始めて今日を重ねて

又曰

故會八十萬神於天高市而問之時有高皇産靈之息思兼神

云有云

上の件を高皇産靈尊の命を八十萬神を會

思兼神乃思而白曰 乃思而白曰 乃思而白曰 乃思而白曰

むかしの事の事 むかしの事の事 此一書と首尾おなじく

思兼の名を自然

靈尊の字のもとを

或人云故會二字の字を高皇産

字行文の字

宜圖造役神之象而奉祭祠也。故即以石凝姥為治工。採天香山之金。以作日矛及□金剝真名鹿之皮。以作天羽鞴。用此奉造之神是即紀伊国所坐日前神也。

上件の字象字の書崩れて二つの字になる

[illegible]師の考へつきてくくりつけ[illegible]
[illegible]

杖此所謂草薙劔也。

草薙劔此云倶逢那伎能都留岐 一書曰本名天叢雲劔。素戔嗚尊曰。

[illegible]

上の一書曰の未多於[illegible]蓋大蛇所居之[illegible]ハ
例の旁書のはしゐ[illegible]
[illegible]多此今呼此地曰清[illegible]

於彼處建宮 或云。時武素戔嗚尊。云[illegible]

或云し一書の歌[illegible]
[illegible]後人旧辞[illegible]彼御歌ハ載[illegible]別傳

の旧辞ゑ前後の文[illegible]
の入[illegible]
[illegible]武素戔嗚尊と[illegible]
[illegible]旧辞の[illegible]

清之繫系名坂輕彦八嶋手

三十六 清之陽山主三名狹漏彦八嶋篠 一云清之繫名坂輕八島平又云清之湯山主三名狹漏彦八嶋野命。

上の御名一云又云の[illegible]命字[illegible]を漏ら
[illegible]
必[illegible]

注 三十八 大己貴此云於[illegible]娜武智

此神の御名オホナムチとも[illegible]
[illegible]
大己貴の字をはみな此通[illegible]
[illegible]此神の事々數部の四事[illegible]
[illegible]
加へて[illegible]
[illegible]
[illegible]御名の文字大ハオホ己ハナ貴ハムチ
と當て[illegible]の加[illegible]
津[illegible]地名姓氏の數多[illegible]
[illegible]

又曰事代主神化為八尋熊鰐。通三嶋溝樴姫。或云玉櫛姫。而
生兒。云云

上件を姫蹈鞴五十鈴姫尊の御父母の事のこの異說
し大三輪之神なを拘留孫佛し
又曰の中より[illegible]
き倒し上の又曰なと細書にして或云なれ[illegible]
列[illegible]
[illegible]此一書の中の一書とも[illegible]二行
[illegible]た[illegible]
[illegible]
[illegible]

大字を一行に双行に記す

六十七 因葬筑紫日向可愛之山陵

此山陵のことを古事記に編者のことに書紀に記すこと
なし彼の笠狭之崎の宮造りのことは記に詳に所
載の書紀に略して為し

六十八 一書曰。天照大神勅天稚彦。云。葦原千五百秋之瑞穂國。
是吾子孫可王之地也。宜尓皇孫就而治焉。行矣寶祚之隆與
天壤無窮者矣

上件の神勅は葦原を治焉までは旧辞にまさる
行矣寶祚の隆は撰者の新補なり

然兄火闌降命云云 故以葦纒兄棄之海邊閉海途而徑去矣
故因以名兄曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊

かくのごとくに御名を波瀲とおもはるるこの故なり
しかるに鸕鷀草云々とあるは何の由なるか
さてはつきそめらるるなり

一書曰。高皇産靈尊之女天萬栲幡千幡姫。一云。高皇産靈尊
姫命。此神為忍骨命妃生児。天之杵火火置瀬尊。一云。勝速日命
此神娶世襲姫 生児火瓊々杵尊 一云神高皇産靈尊之女栲幡千幡姫 生児火
瓊々杵尊 脱文 一云天杵瀬尊吾田津姫生児。火
明命次火夜織命。彦火火出見尊。

上件の一書は瓊々杵尊を忍穂耳尊の御孫とする

伊〻弉一云勝速日命云〻御父母の御名
也唱〻の事〻たる事〻御母のことをいふ云〻略
し加〻ふを大耳命云〻小天之杵火火置瀬尊の一名
云〻瓊〻杵尊の御父と下一つの異伝説し丹舄姫
の下般舌生云〻尊の七字も衍文なり下一云神高皇
産霊尊云〻も丹舄姫を一説云〻云〻とし
さて云〻天之杵火火置瀬尊の御母神と妃神と御兄
弟を御名多いなたつ云〻云〻火瓊〻杵
尊の御名の下に同尊の妃まゝ御子等の御事ゝを
論を引云〻云〻略〻一云天杵瀬命

云〻の一書繫〻云〻略無〻なし

即取襄中玄櫛云〻作大目覆籠内火火出見尊於籠中投之
于海一云無目堅間于時海底云〻
云〻而沉之

有一美人云〻虛空彦者歟一云豊玉姫之侍人歟入門而斯王於是云〻赤女
久有口疾一云疑是云〻赤鯛

上件の云〻ひ印なし云〻字の事〻なるをなぞ
事のあ〻〻ひ改定して云〻し
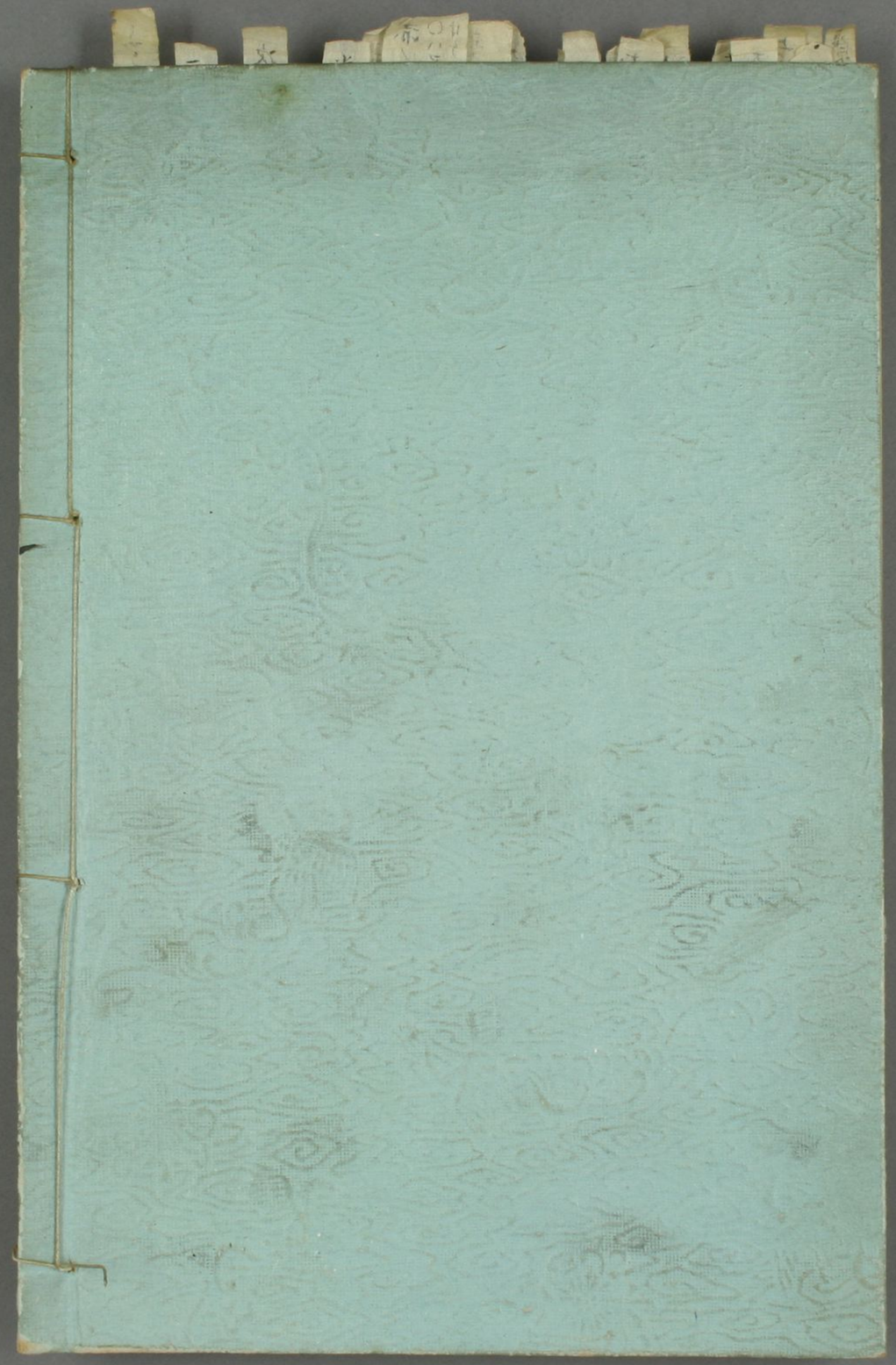
神ノ宮ノ下ノ口ハアリシカ誤リ付ケタルカ